

## 循環型社会形成推進地域計画の概要

循環型社会形成推進交付金の交付を受けるためには、環境大臣へ循環型社会形成推進地域計画を提出しなくてはなりません(「循環型社会形成推進交付金交付要綱 第8」)。地域計画には、対象地域や計画期間など所定の記載事項があり、計画に位置づけられた施設整備に対して交付金が交付されます。

### ◆循環型社会形成推進交付金の概要

廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するために、市町村(一部事務組合も含みます)の広域的、総合的な廃棄物処理・リサイクル施設整備を進め、循環型社会の形成を図ることを目的として創設された交付金です。

#### 対象となる主な施設・事業

マテリアルリサイクル推進施設(※)

エネルギー回収型廃棄物処理施設(※)

有機性廃棄物リサイクル推進施設

浄化槽

最終処分場

既設の廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業

施設整備に関する計画支援事業(※) その他

※本施設整備で交付申請を予定している事業です。

#### 【交付率について】

##### 交付対象経費の1/3

ただし、エネルギー回収型廃棄物処理施設の場合、以下の要件を満たすことで一部施設整備に係る交付率が1/2になります。

■エネルギー回収率24.5%相当以上(規模により変動)  
※施設規模(t/日)200超、300以下の場合、19%以上が交付要件となります。

■市町村が策定する災害廃棄物処理計画に基づき受け入れ設備を備えていること

■ごみ処理の広域化に伴って既存施設の削減が見込まれること など

※交付率を1/2とする措置は平成30年度までの時限措置です。



### ◆循環型社会形成推進地域計画の概要

地域計画は、対象地域や計画期間、概算事業費など整備事業の基本的な事項について記載し、環境大臣に提出するものです。提出を受けた環境大臣は、交付金の交付や限度額について判断し、地方公共団体に通知します。地域計画の記載内容は以下のとおりです。

#### 1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

対象地域、計画期間のほかに、施設整備の目指す基本的な方向性について記載します。また、広域化の検討状況についても記載します。

#### 2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

対象地域の一般廃棄物の排出、処理状況を分析します。その後、循環型社会の実現を目指して計画期間中の廃棄物の減量化、再生利用等について目標を設定します。

#### 3. 施策の内容

発生抑制や再使用の推進、処理体制、施設の整備など、循環型社会の実現に向けて地域としてどのように取り組むかについて記載します。

#### 4. 計画のフォローアップと事後評価

計画の進捗状況の公表や計画の見直しについて記載します。また、計画期間終了後の事後評価、目標達成状況の評価についても記載します。